

## 赤塚税務会計事務所通信

## 確定申告が必要な所得控除

## ～雑損控除・医療費控除・寄附金控除～

暖かくなったり、寒くなったりと、本格的な春が待ち遠しい今日この頃です。

さて、確定申告期間真っ只中の今回は、確定申告でしか控除することのできない3つの所得控除（雑損控除・医療費控除・寄附金控除）についてまとめてみました。年末調整を受けた給与所得者の場合でも、これらの所得控除を受ける場合には確定申告が必要になりますので、是非ご一読ください。

**雑損控除**

雑損控除とは、地震や火災等の自然災害、盗難、横領によって損害を受けた場合には、一定の金額を所得から控除することができるものです（詐欺や恐喝は対象外です）。

事業用の資産に生じた損失については、事業所得を計算する際に考慮しますので、雑損控除の対象にはなりません。また、別荘や絵画、骨董品等の生活に通常必要でない資産も対象とはなりません。

雑損控除の対象としては、水害等で自家用車が水没してしまった場合、地震や風水害で居住用の家屋に損害が生じてしまった場合、空き巣に入られて金品を奪われた場合などをイメージしていただければ良いと思います。

雑損控除の金額は、

- ①(差引損失額)-(総所得金額)×10%
  - ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)  
-5万円
- のうちいずれか多い方の金額となります。

差引損失額とは

損害金額+災害等に関連した原状回復費用  
-保険金などにより補填された金額  
をいいます。

文章で書いてしまうとなにやら難しいと思ってしまうますが、自然災害や盗難等にあつた場合には、所得控除が受けられ、所得控除を受けるには確定申告が必要だと知っていただければ幸いです。

また、災害等関連支出については、領収書が必要になるほか、被害の証拠書類（自然災害であれば災証明書や、被害の様子がわかる写真、盗難であれば被害届受理証明書）を保存しておきましょう。

**医療費控除**

こちらは、雑損控除に比べればなじみのある制度ではないでしょうか。医療費控除とは自己又は同一生計の親族のために支払った医療費のうち一定額の所得控除を受けられる制度であり、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制との選択適用となります。

～裏面に続きます～

## ～通常の医療費控除～

医療費控除の金額は、支払った医療費の額－医療保険金等で補填される金額(※1)－10万円(※2)となります(最高200万円)。

※1 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

例えば、1年間の医療費が100万円でその内、10万円が入院時の医療費であり、入院について生命保険会社から20万円の保険金を受け取った場合、

100万円-20万円=80万円ではなく、

入院分0円+その他の医療費90万円=90万円となります。

※2 その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額となります。

## ～セルフメディケーション税制～

こちらは、予防接種や健康診断の受診など健康増進や疾病予防などの取り組みを行っていることが条件となりますが、自己又は同一生計の親族が支払った市販の医薬品(セルフメディケーション税制対象のもの)の購入金額が12,000円を超える場合に所得控除が受けられる制度となっています。

所得控除額は、支払金額-12,000円(最大88,000円)となります。

通常の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方のみを使用することになります。ですので、年間の医療費が10万円以内であり、市販薬の購入が多い場合にはセルフメディケーション税制を利用し、年間の医療費が10万円を超え、市販薬は少ない場合には通常に医療費を選択するといったように有利な方を選択しましょう。

## 寄附金控除

ふるさと納税の登場により、一躍世に広まった寄附金控除ですが、寄付の支出先がどのような団体かであるかによって、取扱いが異なります。

紙幅の関係上、詳細は割愛させていただきますが、寄附金の中には所得控除と税額控除のどちらか有利な方を選択適用できるもの(政党等に対する寄附金、認定NPO法人に対する寄附金、公益法人等に対する寄附金)があります。

また、ふるさと納税の場合には、確定申告が不要なワンストップ特例制度がありますが、住宅ローン控除の初年度や医療費控除、雑損控除を受けるために確定申告が必要になった場合には、ワンストップ特例を使う予定だった場合にも、確定申告書に寄附金控除を受ける旨の記載が必要となりますのでご注意ください。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com) HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！